

1.7 法令による指定及び規制等の状況

1.7.1 大気汚染防止法による規制地域の状況

調査区域には、「大気汚染防止法」(昭和 43 年 法律第 97 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する総量規制基準に係る規制地域はありません。

1.7.2 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に係る特定地域の状況

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 法律第 70 号)第 6 条第 1 項に規定する特定地域はありません。

1.7.3 幹線道路の沿道の整備に関する法律に係る沿道整備道路の状況

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和 55 年 法律第 34 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

1.7.4 自然公園法等に基づく国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園区域

調査区域には、「自然公園法」(昭和 32 年 法律第 161 号)第 10 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び同条第 2 項の規定により指定された国定公園はありませんが、「長野県立自然公園条例」(昭和 35 年 長野県条例第 22 号)第 10 条第 1 項の規定により指定された県立自然公園(中央アルプス)があります。その指定状況及び区域は、表 2.1.20 及び図 2.1.13 に示すとおりです。

なお、対象道路事業実施区域には、県立自然公園の指定区域はありません。

表 2.1.20 自然公園の状況

分類	名称	指定年月日	公園面積 (ha)	公園面積内訳(ha)		
				特別保護地区	特別地域	普通地域
県立自然公園	中央アルプス	S26.11.22	35,427	0	25,726	9,701

出典)長野県 国立・国定・県立公園自然区域図 県自然環境・郷土環境保全地域区域図
(平成 13 年 10 月 長野県自然公園協会)

图 2.1.13 自然公园区域图

1.7.5 自然環境保全法等に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」(昭和 47 年 法律第 85 号) 第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、及び、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域はありませんが、「長野県自然環境保全条例」(昭和 46 年 長野県条例第 35 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された県自然環境保全地域(南木曾岳)、及び、同法第 15 条第 1 項の規定により指定された郷土環境保全地域(白山神社、妻籠宿・馬籠宿)があります。それら指定状況及び区域は、表 2.1.21及び図 2.1.14 に示すとおりです。

なお、対象道路事業実施区域には、自然環境保全地域の指定区域はありませんが、郷土環境保全地域(白山神社)の指定区域があります。

表 2.1.21 自然環境保全地域・郷土環境保全地域の状況

分類	名称	指定年月日	面積(ha)
県自然環境保全地域	南木曾岳	S57. 5.31	156.19
郷土環境保全地域	白山神社	H 4. 3.19	3.46
	妻籠宿・馬籠宿	S56. 8.17	1,512.98

出典) 長野県 国立・国定・県立公園自然区域図 県自然環境・郷土環境保全地域区域図
(平成 13 年 10 月 長野県自然公園協会)

1.7.6 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく文化遺産、自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年 条約第 7 号)第 11 条 2 の世界遺産の一覧に記載された文化遺産、自然遺産の区域はありません。

1.7.7 都市緑地保全法に基づく都市緑地保全地区の地域

調査区域には、「都市緑地保全法」(昭和 48 年 法律第 72 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された都市緑地保全地区はありません。

1.7.8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の区域

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区はありません。

図 2.1.14 自然環境保全地域・郷土環境保全地域の区域図

1.7.9 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣保護区等の区域

調査区域には、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」(大正7年 法律第32号)第8条の規定により指定された鳥獣保護区及び特別保護地区、同法第9条の規定により指定された休猟区、同法第10条の規定により指定された銃猟禁止区域があります。これらの指定状況及び区域は、表2.1.22及び図2.1.15に示すとおりです。

なお、対象道路事業実施区域には、銃猟禁止区域である「大桑村」の指定区域があります。

表 2.1.22 鳥獣保護区及び特別保護地区等の状況

区分	番号	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日
鳥獣保護区	1	駒ヶ岳・三ノ沢岳	上松町	1,604	H19.10.31
	2	小川入	上松町	1,152	H15.10.31
	3	大桑通学校 野鳥愛護林	大桑村	3	H16.10.31
	4	賤母	山口村、南木曾町	349	H14.10.31
特別保護地区	1	のぞきど	大桑村	178	H24.10.31
銃猟禁止区域	1	上松	上松町	387	H19.10.31
	2	大桑村	大桑村	737	H18.10.31
休猟区	1	伊奈川・東川	大桑村	3,038	H15.10.31
	2	柿其	南木曾町	3,333	H16.10.31

出典) 長野県鳥獣保護区等位置図(平成14年度) (長野県)

1.7.10 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年 条約第28号)第2条1の規定により指定された湿地の区域はありません。

図 2.1.15 鳥獣保護区等位置図

1.7.11 文化財保護法等に基づく重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区、史跡名勝天然記念物等の指定状況及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況

調査区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)、「長野県文化財保護条例」(昭和 50 年 長野県条例第 44 号)及び各町村の条例により指定された重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区、史跡名勝天然記念物、県宝(建造物)があります。これらの指定状況及び位置を表 2.1.23、表 2.1.24及び図 2.1.16に示します。

また、調査区域には、この他に有形文化財(県宝を含む)が多数存在しており、周知の埋蔵文化財包蔵地も数多く分布しています。

表 2.1.23 調査区域の史跡・文化財等

種別	番号	名称	所在地	指定区分	指定年月日
重要文化財	1	定勝寺本堂	大桑村須原 831-1	国	S27.3.29
	2	定勝寺庫裏	大桑村須原 831-1	国	S27.3.29
	3	定勝寺山門	大桑村須原 831-1	国	S27.3.29
	4	白山神社	大桑村殿 1755-1	国	S12.8.25
	5	読書発電所施設	南木曾町読書三留野	国	H6.12.27
重要伝統的建造物群保存地区	1	南木曾町妻籠宿保存地区	南木曾町吾妻	国	S51.9.4
県宝(建造物)	1	池口寺薬師堂	大桑村殿 1125-1	県	H2.8.13
	2	林家住宅	南木曾町吾妻 2187-1	県	S47.4.27
	3	藤原家住宅	南木曾町吾妻大妻籠 1338	県	S53.7.27
史跡	1	天神山木曾氏館跡	上松町上松 757-1	町	S59.7.2
	2	木曾式伐木運材の小谷狩遺構	上松町小川モミ山 4288 他	町	H1.8.31
	3	かぶと観音	南木曾町読書 3276-1 ほか	町	H6.10.1
	4	上久保の一里塚	南木曾町吾妻 13-1	町	S49.7.12
	5	妻籠城址	南木曾町吾妻 218-7	町	S41.12.14
	6	櫛形の跡	南木曾町吾妻 2156-1	町	S41.12.14
	7	石柱道標	南木曾町吾妻 720	町	S41.12.14
	8	大崖砂防堰堤	南木曾町吾妻 1501-108 の内	町	H10.6.1
	9	島崎藤村宅跡	山口村神坂町並 4256-1 ほか	県	S44.7.3
	10	中山道	南木曾町	国	S62.10.3
名勝	1	寢覚の床	上松町小川	国	T12.3.7
	2	木曾八景与川の秋月	南木曾町読書 762-1	町	S49.7.12
	3	田立の滝	南木曾町田立大野入	県	S49.1.17
	4	鯉岩	南木曾町吾妻 379	町	S51.12.22
	5	旧中山道男滝女滝	南木曾町吾妻下り谷	町	S49.7.12

種別	番号	名称	所在地	指定区分	指定年月日
天然記念物	1	しだれ桜	上松町上松 1003-1 新田墓地	町	S57.7.1
	2	リュウキュウツツジ	上松町小川 66	町	S57.7.1
	3	黒松	上松町上松 756	町	S59.7.2
		しだれ桜	上松町上松 756	町	S59.7.2
	4	カヤの木	上松町小川大畑	町	S58.5.2
	5	カヤの木	上松町小川大畑	町	S58.5.2
	6	カヤの木	上松町小川大畑	町	S58.5.2
	7	桂の木	上松町上松寝覚	町	S58.5.2
	8	しだれ桜	上松町上松 2063	町	S57.7.1
	9	エドヒガン	大桑村須原	村	S51.11.15
	10	スギ	大桑村須原	村	S51.11.15
	11	スギ	大桑村須原	村	S51.11.15
	12	伊奈川神社社叢	大桑村長野	村	S51.11.15
	13	シダレザクラ	大桑村長野	村	S51.11.15
	14	ヒロハモミジ	大桑村長野	村	S51.11.15
	15	アラガシ	大桑村殿	村	S51.11.15
		タラヨウ	大桑村殿	村	S51.11.15
	16	カヤ	大桑村長野	村	S51.11.15
	17	ハナノキ群生地	大桑村長野	村	S51.11.15
	18	イチョウ	大桑村野尻	村	S51.11.15
		ムクロジ	大桑村野尻	村	S51.11.15
	19	コウヤマキ	大桑村野尻	村	S51.11.15
		チャンチン	大桑村野尻	村	S51.11.15
	20	須佐男神社社叢	大桑村野尻	村	S51.11.15
	21	柿其八幡様のアカデと社叢	南木曾町読書 1455-1	町	S50.5.22
	22	八剣神社の大杉	南木曾町読書 2452-1	町	S59.2.1
	23	与川白山神社の大杉	南木曾町読書 741	町	S41.12.14
		与川白山神社の社叢	南木曾町読書 741	町	S50.5.22
	24	三留野本陣の枝垂梅	南木曾町読書 3994	町	S47.5.24
	25	天白のつつじ群落	南木曾町読書 2937-37	町	S50.5.22
	26	和合のアラガシ	南木曾町読書 3452-6	町	S50.5.22
	27	和合の枝垂梅	南木曾町読書 3389	町	S42.10.25
	28	光徳寺の枝垂桜	南木曾町吾妻 605	町	S49.7.12
	29	妻籠のギンモクセイ	南木曾町吾妻 597	県	S43.3.21
	30	楨平のガヤの木	南木曾町田立 668	町	S51.12.22
	31	坪川の銀杏	南木曾町田立 1484	町	S59.2.1
	32	上山口の諏訪社社叢	山口村諏訪社 732 ほか	県	S35.2.11
	33	ヤマグチザクラ	山口村大字山口 1647-1	村	H9.7.10
	34	カヤ	山口村山口 1902-4	村	H1.11.30
	35	ツバキ	山口村山口 2316-2	村	H1.11.30
	36	一石橋の枝垂桜	南木曾町吾妻 1589	町	S50.5.22
37	ハナノキ(はなかえで)	山口村神坂 4797-29	村	H1.8.24	
38	ヒトツバタゴ	山口村神坂西森前平	村	S63.10.18	
39	大妻籠のゲンジボタル	南木曾町吾妻 1475	町	H1.1.17	
40	ハッコウトホとその生息地	山口村神坂大戸 4729-1	村	S63.10.18	
41	ヤマグチ石	所在限定せず	村	H5.6.3	

出典)「改訂版 長野県の文化財」(2000年3月 (財)八十二文化財団)

表 2.1.24 地域を定めず指定された天然記念物

種別	名称	指定年月日
特別天然記念物	カモシカ	S30.2.15
	ライチョウ	S30.2.15
天然記念物	柴犬	S11.12.16
	ヤマネ	S50.6.26
	イヌワシ	S40.5.12
県天然記念物	オオイチモンジ	S50.2.24
	クモツマキチョウ	S50.2.24
	クモマベニヒカゲ	S50.2.24
	コヒオドシ	S50.2.24
	タカネキマダラセセリ	S50.2.24
	タカネヒカゲ	S50.2.24
	ベニヒカゲ	S50.2.24
	ミヤマシロチョウ	S50.2.24
	ミヤマモンキチョウ	S50.2.24
	ヤリガタケシジミ	S50.2.24
	ホンシュウモモンガ	S50.11.4
	ホンドオコジョ	S50.11.4
	木曾馬	S58.7.28
	ブッポウソウ	S60.7.29
	ヤツガシラ	S60.7.29

出典)「改訂版 長野県の文化財」(2000年3月(財)八十二文化財団)

図 2.1.16 史跡・文化財の状況

1.7.12 都市計画法に基づく風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域はありません。

1.7.13 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

調査区域には、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、上松町において用途地域が指定されています。用途地域の指定状況及び区域は、表 2.1.25及び図 2.1.17に示すとおりです。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号)第 11 条第 2 項第 2 号の規定により上松町に都市計画公園があります。都市計画公園の指定状況及び区域は、表 2.1.26及び図 2.1.17に示すとおりです。

なお、対象道路事業実施区域には、用途地域の指定区域及び都市計画公園はありません。

表 2.1.25 用途地域の指定状況

(単位：ha)

種別		上松町
当初決定年月日		S48.12.25
最終決定年月日		H 8. 2.29
用途地域	第一種低層住居専用地域	27.00
	第二種低層住居専用地域	指定なし
	第一種中高層住居専用地域	8.50
	第二種中高層住居専用地域	指定なし
	第一種住居地域	65.00
	第二種住居地域	指定なし
	準住居地域	指定なし
	近隣商業地域	5.80
	商業地域	3.70
	準工業地域	22.00
	工業地域	17.00
	工業専用地域	指定なし
用途地域計		149.00

出典) 上松都市計画基礎調査報告書
(平成 13 年 3 月 長野県上松町)

表 2.1.26 都市計画公園の状況

名称	面積(ha)	種別
天狗山公園	1.90	近隣公園

出典) 1. 上松都市計画図 (平成 8 年 3 月 上松町)
2. 平成 11 年 長野県統計書
(平成 13 年 10 月 長野県企画局情報政策課)

图 2.1.17 用途地域图

1.7.14 環境基本法に基づく環境基準の種類の指定状況

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)第16条により大気の汚染、水質の汚濁、及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基準」が定められています。

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染については、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 環境庁告示第 25 号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 環境庁告示第 38 号)及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 環境庁告示第 4 号)により、9 物質で環境基準が定められています。大気の汚染に係る環境基準を表 2.1.27 に示します。

表 2.1.27 大気の汚染に係る環境基準について

大気の汚染に係る環境基準について 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号

(改正 昭48環告35・昭53環告38・昭56環告47・平8環告73)

二酸化窒素に係る環境基準について 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号(改正 平8環告74)

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

平成9年2月4日 環境庁告示第4号(改正 平13環告30)

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁については、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)により、26項目で「人の健康の保護に関する環境基準」、5項目で「生活環境の保全に関する環境基準」がそれぞれ表2.1.29(1)及び(2)のとおり定められています。「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に等しい基準が適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は水域類型毎に定められた基準が適用されます。

調査対象地域内の類型指定の状況を表2.1.28及び図2.1.18に示します。

表 2.1.28 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)の類型指定水域

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類 及び年月日
木曽川	木曽川(落合ダムより上流)	A A	イ	国昭和45年9月1日 (閣議決定)

注) 達成期間の区分は次の通り。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

また、地下水については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)により、26項目の「人の健康の保護に関する環境基準」が定められています。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2.1.30に示します。

表 2.1.29(1) 水質汚濁に係る環境基準について

人の健康の保護に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

(改正 昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg / ℓ 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg / ℓ 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg / ℓ 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg / ℓ 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg / ℓ 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg / ℓ 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg / ℓ 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg / ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg / ℓ 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表 7 に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注) 付表は省略する。

表 2.1.29(2) 水質汚濁に係る環境基準について

生活環境の保全に関する環境基準<河川(湖沼を除く。)>

水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

(改正 昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN /100mℓ 以下
A	水道2級、水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /100mℓ 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN /100mℓ 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-
D	工業用水 2級農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	-
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考

1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 試料10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ……のように連続した4段階(試料量が0.1mℓ以下の場合は1mℓに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mℓ中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 2.1.30 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

人の健康の保護に関する環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準について 平成9年3月13日 環境庁告示第10号

(改正 平11環告16)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg / ℓ 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg / ℓ 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg / ℓ 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg / ℓ 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg / ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg / ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg / ℓ 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg / ℓ 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg / ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg / ℓ 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K 0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K 0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注) 付表は省略する。

図 2.1.18 水質汚濁に係る環境基準の指定水域図

(3) 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染については、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年 環境庁告示第46号)により、27項目で環境基準が定められています。土壌の汚染に係る環境基準を表2.1.31に示します。

表 2.1.31 土壌の汚染に係る環境基準について

土壌の汚染に係る環境基準について 平成3年8月23日 環境庁告示第46号

(改正 平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 注) 付表は省略する。

(4) 騒音に係る環境基準

騒音については、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)により、地域の環境基準類型及び時間の区分毎に環境基準が定められています。騒音に係る環境基準を表2.1.32に示します。

なお、調査区域には、騒音の環境基準の類型指定地域はありません。

表 2.1.32 騒音に係る環境基準について

騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示第64号

・ 道路に面する地域以外の地域 (一般地域)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注)

1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

・ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・ 幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)をいう。
 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
 - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル
- (注) 評価手法は、等価騒音レベル(L_{Aeq})とします。

1.7.15 環境基本法に基づく公害防止計画の策定状況

調査区域には、「環境基本法」第 17 条第 3 項の規定により指定された公害防止計画の策定地域はありません。

1.7.16 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度及び指定地域の状況

「騒音規制法」(昭和 43 年 法律第 98 号)第 17 条第 1 項の規定により、自動車騒音の限度が区域の区分及び時間の区分毎に定められています。自動車騒音の限度を表 2.1.33 に示します。

なお、調査区域には、自動車騒音の限度が適用される地域の指定はありません。

表 2.1.33 自動車騒音の限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
1. a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2. a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3. b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

1. 車線とは、一縦列の自動車(二輪車のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するため必要な車線幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)をいう。
3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル
 - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル

注) 昼間：午前 6 時から午後 10 時、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時

1.7.17 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の状況

「騒音規制法」(昭和43年 法律第98号)第14条第1項及び第15条第1項の規定により、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が85デシベルに定められ、また、作業ができない時間(夜間)、1日における作業時間などが区域の区分毎に定められています。規制基準を表2.1.34に示します。

なお、調査区域には、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が適用される地域の指定はありません。

表 2.1.34 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和43年11月27日 厚生省、建設省告示第1号(改正 環告78)

昭和50年2月27日 長野県告示第97号

特定建設作業の種類	規制区域等	騒音の大きさ	作業が出来ない時間(夜間)		1日における作業時間		同一場所における作業時間		日曜日休日における作業
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
1. くい打機等を使用する作業	85 デシベル	85 デシベル	午前7時 ～ 翌日 午前7時	午前10時 ～ 翌日 午前6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁 止	
2. びょう打機を使用する作業									
3. さく岩機を使用する作業									
4. 空気圧縮機を使用する作業									
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業									
6. バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業									
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く		A B C D E	A B	A B	A B	A B C D E F		

備考 1. 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2. 表中A～Fは次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のために緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険防止のために行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のために行う必要がある場合
- D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
- E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合

1.7.18 振動規制法に基づく道路交通振動の限度及び指定地域の状況

「振動規制法」(昭和51年 法律第64号)第16条第1項の規定により、道路交通振動の限度が区域の区分毎及び時間の区分毎に定められています。道路交通振動の限度を表2.1.35に示します。

なお、調査区域には、道路交通振動の限度が適用される地域の指定はありません。

表 2.1.35 道路交通振動の限度

振動規制法施行規則 昭和51年11月10日 総理府令第58号
昭和52年12月26日 長野県告示第683号

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 昼間：午前7時から午後7時、夜間：午後7時から翌日の午前7時

1.7.19 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準の状況

「振動規制法」(昭和51年 法律第64号)第15条第1項の規定により、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準が75デシベルに定められ、また、作業ができない時間(夜間)、1日における作業時間などが区域の区分毎に定められています。規制基準を表2.1.36に示します。

なお、調査区域には、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準が適用される地域の指定はありません。

表 2.1.36 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

振動規制法施行規則 昭和51年11月10日 総理府令第58号
昭和52年12月26日 長野県告示第683号

基準	振動の大きさ	作業が出来ない時間 (夜間)		1日における作業時間		同一場所における 作業時間	日曜日、休日における 作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。	午前7時 ～ 翌日 午前7時	午前10時 ～ 翌日 午前6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して 6日を超 えないこ と	禁 止
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く	A B C D E		A B		A B	A B C D E F

備考 1.振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。

2.表中A～Fは次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のために緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険防止のために行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のために行う必要がある場合
- D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
- E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合

1.7.20 水質汚濁防止法第4条の2第1項の規定により指定された地域

調査区域に「水質汚濁防止法」(昭和45年 法律第138号)第4条の2第1項の規定により指定された指定水域、指定地域はありません。

1.7.21 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項及び第2項の規定により指定された湖沼及び地域

調査区域に「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年 法律第61号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼、及び、同条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

1.7.22 水質汚濁防止法に基づく排水基準の内容

「水質汚濁防止法」(昭和45年 法律第138号)第3条第1項の規定により、特定施設を設置する工場または事業場から公共用水域に排出される排出水の汚染状態に対し、有害物質及びその他の項目について排水基準が定められています。排水基準を表2.1.37に示します。

なお、窒素含有量及び燐含有規制対象の湖沼及び海域として、伊勢湾が挙げられ、そこに流入している木曾川水系は規制対象となります。

表 2.1.37(1) 排水基準 (有害物質)

排水基準を定める総理府令 昭和46年6月21日 総理府令第35号

項目	許容限度	備考	
カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ	1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
シアン化合物	1mg/ℓ		
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	1mg/ℓ		
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ		
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ		
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ		2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するもの)をいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場にかかる排水については、当分の間、適用しない。
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
P C B	0.003mg/ℓ		
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ		
四塩化炭素	0.02mg/ℓ		
1,2 - ジクロロエタン	0.04mg/ℓ		
1,1 - ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ		
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ		
1,1,1 - トリクロロエタン	3mg/ℓ		
1,1,2 - トリクロロエタン	0.06mg/ℓ		
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ		
1,3 - ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ		
チウラム	0.06mg/ℓ		
シマジン	0.03mg/ℓ		
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ		
ベンゼン	0.1mg/ℓ		
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ		
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/ℓ 海域 230mg/ℓ		
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/ℓ 海域 15mg/ℓ		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素 × 0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素 100mg/ℓ		

表 2.1.37(2) 排水基準 (その他)

排水基準を定める総理府令 昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項目		許容限度	備考
水素イオン濃度 (pH)		5.8 ~ 8.6	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼にあって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき、9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境庁長官が定める海域及びこれらが流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160(日間平均120)mg/ℓ	
化学的酸素要求量 (COD)		160(日間平均120)mg/ℓ	
浮遊物質 (SS)		200(日間平均150)mg/ℓ	
n - ヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/ℓ	
	動植物油脂類含有量	30mg/ℓ	
フェノール類含有量		5 mg/ℓ	
銅含有量		3 mg/ℓ	
亜鉛含有量		5 mg/ℓ	
溶解性鉄含有量		10mg/ℓ	
溶解性マンガン含有量		10mg/ℓ	
クロム含有量		2 mg/ℓ	
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm ³	
窒素含有量		120(日間平均60)mg/ℓ	
燐含有量		16(日間平均8)mg/ℓ	

1.7.23 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の指定地域

「水質汚濁防止法」(昭和45年 法律第138号)第3条第3項の規定により上乗せ排水基準が定められています。長野県区域全体に適用される有害物質に係る上乗せ排水基準及び新設の事業場に対する上乗せ排水基準を表 2.1.38に示します。(既設の事業場に対する上乗せ排水基準は省略します。)

表 2.1.38(1) 上乗せ排水基準 (有害物質)

カドミウム	全シアン	六価クロム	水銀	備 考
0.05mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.3mg/ℓ	0.003mg/ℓ	1.この表の基準は、県区域全体に適用する。 2.この表の基準は、昭和54年10月31日において既設又は設置工事中の500m ³ /日未満の工場又は事業場には適用しない。

表 2.1.38(2) 上乗せ排水基準（新設の事業場に対する上乗せ排水基準）

・水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量

号 番 号	業種別	50m ³ / 日未満のもの			500m ³ / 日以上のもの			
		pH	銅 (mg/ℓ)	亜鉛 (mg/ℓ)	クロム (mg/ℓ)	銅 (mg/ℓ)	亜鉛 (mg/ℓ)	クロム (mg/ℓ)
1-2	畜産農業	5.8~8.6						
26	無機顔料	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
27	その他の無機化学工業	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
47	医薬品	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
49	農業	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
52	皮革	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
53	ガラス製品	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
58	窯業原料	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
61	鉄鋼	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
62	非鉄金属	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
63	金属製品機械器具	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
65	酸・アルカリ表面処理	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1
66	電気めっき	5.8~8.6	3	5	2	2	3	1

備考

畜産農業に係る基準は、排出量のいかに拘わらず豚房の総面積が 250 m² 以上のもの及び牛房の総面積が 500 m² 以上のものに限って適用する。

・BOD (COD)、SS等

区 分		項目及び許容限度				
		BOD (COD) (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		
		最大	日間平均	最大	日間平均	
下記以外の業種	排水量	10 m ³ 以上 50 m ³ 未満	60	40	90	60
		50 m ³ 以上	30	20	50	30
寒天製造業 清酒製造業	排水量10 m ³ 以上	60	40	90	60	
畜産農業 (豚房の総面積が250 m ² 以上のもの及び牛房の総面積が500 m ² 以上のものに限る。)	排水量	10 m ³ 未満	160	120	200	150
		10 m ³ 以上500 m ³ 未満	160	120	85	70
		500 m ³ 以上	30	20	50	30

備考

1. この表の基準は、県区域全体に適用する。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 排水量の区分は1日当たりの平均的な排水量による。
4. BODについての上乗せ排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、CODについての上乗せ排水基準は、湖沼に排出される排水に限って適用する。
5. 畜産農業については排出量にかかわらず、大腸菌群数 3,000 個/cm³を適用する。

1.7.24 悪臭防止法に基づく規制基準及び指定地域の状況

「悪臭防止法」(昭和46年 法律第91号)第4条第1項の規定により、悪臭物質の規制基準が区域の区分毎に定められています。敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況は表 2.1.39に示すとおりです。

なお、調査区域には、悪臭物質の規制基準が適用される地域の指定はありません。

表 2.1.39 悪臭に係る規制基準

悪臭物質の名称	敷地境界の 規制基準		敷地 境界	気体 排出 施設	排 出 水	備 考
	第1 地域	第2 地域				
アンモニア	2 ppm	5 ppm				1 この表に掲げる悪臭物質の測定方法は昭和47年環境庁告示第9号(平成8年環境庁告示第4号改正現在)に定める方法とする。
メチルメルカプタン	0.004	0.01				
硫化水素	0.06	0.2				2 昭和50年3月10日県告示第114号によりアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質の規制基準を設定した。
硫化メチル	0.05	0.2				
トリメチルアミン	0.02	0.07				3 昭和54年2月13日県告示第84号により、二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの3物質の規制基準を追加した。
二硫化メチル	0.03	0.1				
アセトアルデヒド	0.1	0.5				
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1				4 平成3年2月28日県告示第161号により、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質の規制基準を追加した。
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03				
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07				
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02				
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006				5 平成7年2月23日県告示第140号により、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンの10物質に規制基準を追加した。(平成7年4月1日施行)
イソブタノール	0.9	4				
酢酸エチル	3	7				
メチルイソブチルケトン	1	3				
トルエン	10	30				
キシレン	1	2				
スチレン	0.8	2				
プロピオン酸	0.07	0.2				
ノルマル酪酸	0.002	0.006				
ノルマル吉草酸	0.002	0.004				
イソ吉草酸	0.004	0.01				6 同告示により、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質を排出水中の規制基準を追加した。(平成7年4月1日施行)

1.7.25 森林法に基づく保安林

調査区域には、「森林法」(昭和26年 法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林(水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、風致保安林)があります。これら保安林の位置及び目的を図2.1.19に示します。

なお、対象道路事業実施区域には、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び風致保安林の指定区域があります。

図 2.1.19 保安林の状況

1.7.26 砂防法に基づく砂防指定地の指定状況

調査区域には、「砂防法」(明治30年 法律第29号)第2条の規定により、89の砂防指定地の指定があります。これら砂防の指定状況、区域を表2.1.40及び図2.1.20に示します。

なお、対象道路事業実施区域には、砂防指定地の指定地域があります。

表 2.1.40 砂防指定地の指定状況

町村名	渓流名	告示		町村名	渓流名	告示		
		年月日	番号			年月日	番号	
上松町		S 2. 5.12	内 341号	大桑村	大沢田沢	H13. 1.29	建 53号	
		S 2. 5.12	内 342号				T14. 3.18	内 35号
	新茶屋沢	S43. 5.17	建 1455号				T14. 3.18	内 36号
	竹の花沢	S43. 5.17	建 1455号				S 2. 5.12	内 342号
	北股沢	S53. 7. 8	建 1129号				S 9. 4.17	内 200号
	十王沢	S56. 6.20	建 1183号			サヨリ沢	S10. 1.29	内 16号
	滑川	H 2.10.22	建 1748号			サヨリ沢	H 3. 3.18	建 601号
	滑川・北股沢	H 3. 3.18	建 601号			浦川	S13. 2.26	内 66号
	正股沢	H 3. 5. 2	建 1125号			浦川	S53. 7. 8	建 1129号
	荻原沢	H 5. 3. 2	建 499号			浦川	H 2.10.22	建 1748号
	荻原沢	H 6.11.21	建 2226号			樽沢	S57. 5.26	建 1195号
	棧沢	H 7. 1.19	建 84号			越百川	S62. 2.18	建 213号
南木曾町		S 2. 5.12	内 341号	山口村	上田沢	H 6.11.21	建 2226号	
		S 2. 5.12	内 341号			松淵沢	H 6.11.21	建 2226号
		S 2. 5.12	内 341号			シシゴ沢	H 7. 1.19	建 83号
		S 2. 5.12	内 342号			二反田沢	H 9. 7. 2	建 1399号
		S 2. 5.12	内 342号			越百川	H12. 3. 3	建 335号
		S 2. 5.12	内 342号				S 2. 5.12	内 341号
		S 2. 5.12	内 342号				S 2. 5.12	内 341号
		S 3. 1.16	内 238号				S 2. 5.12	内 342号
	興川	S22.11.21	内 350号				S 2. 5.12	内 342号
	鍋割沢	S36. 2. 7	建 142号				S 3. 9.12	内 238号
	神戸沢	S36.12.19	建 2830号			下り坂川	S27.10. 9	建 1238号
	大沢田沢	S36.12.19	建 2830号			深沢川	S27.10. 9	建 1238号
	梨子沢	S36.12.19	建 2830号		深沢川	S53. 4.17	建 853号	
	梨子沢	S47. 4.20	建 819号		大沢川	S27.10. 9	建 1238号	
	蘭川	S38. 3. 5	建 422号		大沢川	H 2. 4.21	建 981号	
	蘭川	S48. 9. 5	建 1861号		大又川	S30.12.27	建 1582号	
	長者本谷沢	S38. 3. 5	建 422号		大又沢	S62.12.14	建 211号	
	やけり沢	S42. 3.31	建 1274号		本沢川	S27.10. 9	建 1238号	
	上山沢	S42. 3.31	建 1274号		井戸沢	S30.12.27	建 1582号	
	上山沢	H 7. 1.19	建 84号		不動沢	S27.10. 9	建 1238号	
	長谷川	S48. 9. 5	建 1861号		新梨沢	S32. 7.15	建 921号	
	田代沢	S51. 1.16	建 56号		新梨沢	S56. 6.20	建 1183号	
	井戸入沢	S51. 1.16	建 56号		岩田沢	S36.12.19	建 2829号	
	子の洞	S51. 1.16	建 56号		井戸沢川	S43.12. 9	建 3528号	
	権現沢	S51.12.22	建 1637号		薬師	S51. 1.16	建 56号	
	三十沢	S51.12.22	建 1637号		塩沢	S53. 7. 8	建 1128号	
	下山沢	S53. 7. 8	建 1132号		塩沢川	S61. 2.15	建 177号	
	下山沢	H 2. 4.21	建 980号		島田川	H 1. 3.20	建 691号	
	額付川	S54. 5.31	建 1074号		島田川	H 4. 3.25	建 833号	
	額付川	S57.12.27	建 2079号		島田沢	H 9. 3. 3	建 327号	
	蛇抜洞	S59. 3.24	建 711号		宮洞沢	H 6. 2. 3	建 184号	
	宇礼沢	S62. 2.18	建 213号		大沢川	H11. 6. 8	建 1335号	
	宇礼沢	H 9. 7. 2	建 1400建		クルミ洞	H12. 5.10	建 1285号	
	北沢	S62. 9. 3	建 1561号		本沢川	H13. 1.29	建 53号	
	夏焼沢	H 3. 3.20	建 845号		前野沢	H13. 1.29	建 53号	
	木戸沢	H 4. 3.25	建 834号		塩沢	H13. 5.15	国 859号	
長者畑川	H 9. 2.27	建 294号		一又沢	H13.12. 7	国 1725号		
戦川	H 9. 2.27	建 294号		薬師沢	H14. 8.27	国 756号		
梨子沢	H11. 6. 8	建 1335号						
神戸沢	H11. 6. 8	建 1336号						
坪川	H12. 5.10	建 1285号						

出典) 1.木曾建設事務所管内図その1(砂防・地すべり・急傾斜) (平成11年3月)

2.木曾建設事務所管内図その2(砂防・地すべり・急傾斜) (平成11年3月)

3.木曾建設事務所資料(平成14年12月)

昭和9年以前の内務省告示に係る指定地には名称がありません

1.7.27 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定があります。これら急傾斜地崩壊危険区域の指定状況、区域を表2.1.41及び図2.1.20に示します。なお、対象道路事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定地域があります。

表 2.1.41 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

町村名	名称	所在地	告示	
			年月日	番号
上松町	上の山	上松	S44.12.25	688号
	竹ヶ花	上松町緑町1丁目	S51.10.14	534号
	上の山2号	上松	S55.2.21	100号
	島	小川	S56.3.30	323号
	瀬木	上松	S61.4.3	360号
	久保寺	久保寺	H12.5.25	335号
	上の山	上松	H12.8.7	469号
大桑村	長野	長野	S47.3.27	162号
	橋場	橋場	S48.3.26	138号
	須原駅	須原	H10.9.17	473号
南木曾町	小学校	南木曾町吾妻	S45.3.5	109号
	奥志水	南木曾町吾妻	S45.3.23	146号
			S58.4.18	266号
			H1.4.10	322号
	元町	吾妻	S45.3.23	146号
	中折神橋	蘭	S45.10.12	602号
	広瀬	蘭	S45.10.12	602号
	尾又	吾妻	S48.3.26	138号
	奥志水2号	吾妻	S53.3.27	145号
	奥志水3号	吾妻	S57.4.5	296号
	中折神橋2号	吾妻	S57.4.5	296号
	漆畑	吾妻	S58.4.18	266号
			H2.4.26	368号
	下町・中町	吾妻	S60.4.4	319号
	神橋	神原	S61.4.3	360号
妻籠宿	妻籠	H3.4.1	315号	
柿其	読書	H4.9.17	617号	
山口村	馬籠	山口村神坂	S59.4.19	378号

出典) 1.木曾建設事務所管内図その1(砂防・地すべり・急傾斜) (平成11年3月)
 2.木曾建設事務所管内図その2(砂防・地すべり・急傾斜) (平成11年3月)
 3.木曾建設事務所資料(平成14年12月)

1.7.28 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況

調査区域には、「地すべり防止法」(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定による地すべり防止区域はありません。

図 2.1.20 砂指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域位置図

1.7.29 その他の事項の状況

(1) 長野県環境基本条例

長野県では、今後の環境政策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる条例として、平成8年3月に環境基本条例が制定されました。環境基本条例では、社会の全ての構成員が共通の認識とすべき基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、施策全体としての方向性を示す基本方針などを定めています。環境基本条例の体系を図2.1.21に示します。



出典)平成14年版環境白書(平成14年 長野県)

図 2.1.21 環境基本条例の体系

(2) 長野県環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本として平成9年2月に策定されました。その後、新たに生じたダイオキシン等の有害化学物質問題や循環型社会形成、地球温暖化問題などの課題や社会情勢の変化に対応するため、平成13年2月に改定を行いました。環境基本計画の体系を図2.1.22に示します。

また、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くためには、県民、事業者、行政が適切な役割分担の下で、それぞれが進んで環境問題に取り組むことが必要として、それぞれの主体が自発的に環境問題に取り組めるように、ガイドラインとして187項目の具体的な「行動指針」が示されています。



出典：平成14年版環境白書（平成14年 長野県）

図 2.1.22 環境基本計画の体系

(3) 各町村の環境基本条例

調査対象地域の町村では、環境基本条例を制定していません。

(4) 各町村の環境基本計画

調査対象地域の町村では、環境基本計画を策定していません。

(5) 長野県景観条例

長野県景観条例は、条例第 22 号(平成 4 年 3 月 19 日)により定められており、その概要は表 2.1.42に示すとおりです。

なお、調査区域には、「景観形成重点地域」に指定された区域はありません。

表 2.1.42 長野県景観条例の概要

目的	地域の特性を活かした景観の保全と創造	
責務	景観形成の責務(県・市町村・県民・事業者)	
景観形成基本計画	景観形成の基本となる計画(県知事策定) ・景観形成の基本目標 ・大規模行為に関する基本的事項 ・景観形成重点地域に関する基本的事項 ・その他必要事項	
誘導	大規模行為	大規模行為の届出・指導 ・大規模な建築物等の新築・増改築等 ・大規模な土地の形質変更・土石類の採取 ・大規模な物品の集積 ・大規模な広告物の表示・掲出
	景観形成重点地域	景観形成上特に重要な地域を指定 重点地域景観形成計画(県知事策定) 景観形成に影響のある行為の届出・指導 ・建築物等の新築・増改築等 ・土地の形質変更・土石類の採取 ・物品の集積 ・広告物の表示・掲載 既存建築物等についても指導できる
	公共事業等 景観形成指針	公共事業等における景観形成の指針 ・基本的事項 ・共通指針 ・施設別指針(道路、橋梁、河川、建築物等)
	景観形成 住民協定	景観形成住民協定の認定(県知事) ・住民が自ら行う景観形成活動 ・概要の公表 ・土地・建築物等の所有者等による協定
景観審議会	景観形成・屋外広告物に関する重要事項の審議	
雑則	条例施行に必要な事項は知事が定める	
罰則	罰金、両罰規定	

(6) 水道水源保全地区の区域の状況

各町村資料によると、調査区域には、長野県水環境保全条例に係わる水道水源保全地区として、表 2.1.43及び図 2.1.23に示す 10 地区の水道水源保全地区があります。

なお、対象道路事業実施区域には、水道水源保全地区はありません。

表 2.1.43 水道水源保全地区の状況

番号	町村名	保全地区の名称	面積(ha)	指定年度
1	大桑村	木村沢水道水源保全地区	13	H9
2		野尻水道水源保全地区	121	H12
3	南木曽町	妻籠水道水源保全地区	85	H11
4	山口村	不動沢水道水源保全地区	7	H8
5		本沢水道水源保全地区	35	H8
6		大又水道水源保全地区	48	H8
7		深沢水道水源保全地区	38	H8
8		大沢水道水源保全地区	21	H8
9		滝ヤ沢水道水源保全地区	15	H8
10		三ノ沢水道水源保全地区	16	H8

出典) 長野県ホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/seikan/kougai/k-hp/mizuiti.htm> H14.3 現在

(7) 生活排水対策重点地域の区域の状況

「平成 13 年版環境白書」によると、長野県内では現在更埴市を生活廃水対策重点地域(水質汚濁防止法第 14 条の七による)に指定しているのみであり、調査区域には指定箇所はありません。

(8) 保護水面の区域の状況

長野県内では水産資源保護法第 15 条第 1 項の規定により指定された保護水面は諏訪湖、上川に指定があるのみであり、調査区域には指定箇所はありません。

图 2.1.23 水道水源保全地区位置图

1.7.30 その他(主要な事業計画)

調査区域における主要な事業計画は、表 2.1.44及び図 2.1.24に示すとおりです。

調査区域では、道路事業として「県道上松御岳線」、「町道本谷線」、ほ場整備事業として「県営中山間地域総合整備事業(大桑村)」の3事業が進行中です。

表 2.1.44 主要な事業計画

< 道 路 >

番号	事業名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工又は供用 開始年度		整備 状況 区分	事 業 進 捗 率 (%)
					着工	供用		
1	県道 上松御岳線	上松町小川	2.3	2	4		未	72.3
2	町道 本谷線	南木曾町柿其	0.4	2	11		未	30.3

< ほ場整備事業 >

番号	事業名	所 在	面積 (ha)	着工又は 完了年度		整備 状況 区分	事 業 進 捗 率 (%)
				着工	供用		
1	県営中山間地域総合整備事業	大桑村	47	8		未	97.0

出典) 1.平成13年度 土地利用動向調査 主要施設整備開発等調書
(平成13年11月 長野県企画局)

2.木曾建設事務所資料

図 2.1.24 主要な事業計画位置図